

## ふじのくに福産品販路拡大事業 委託仕様書

### 1 事業名

ふじのくに福産品販路拡大事業

### 2 概要

県では、障害のある人の工賃向上を図るため、障害のある人が製作したふじのくに福産品(以下「福産品」という。)の販売促進を行っている。

福産品を「売れる製品(=スーパー福産品)」に転換し、その開発を支援することにより、福産品のブランド力向上と販路拡大を図る。県民から広く認知され、愛される福産品の開発を目指し、障害のある人の工賃向上につなげる。

### 3 履行期間

契約の日から令和6年3月29日(金)まで

### 4 契約限度額

3,300,000円(税込)

### 5 委託事業の内容

県が選定する3事業所(就労継続支援A・B型)を対象に、「売れる」新商品開発に関する総合的な支援を実施すること。

- ・新商品開発を支援するため、スーパーバイザーを派遣すること。
- ・市場ニーズを考慮した新商品を1事業所あたり1品は開発すること。
- ・派遣、リモート会議、電話やメール等を活用するなど、積極的に支援をすること  
また、事業所への支援を柔軟かつ円滑に行える体制を整えること。
- ・対象期間は、令和6年3月29日(金)までとし、期間中に新商品を完成すること。
- ・事業所とスーパーバイザーとの日程調整などを含む全ての業務を実施すること。
- ・指導内容は、商品の企画、試作、販路の確保など商品完成まで総合的に支援、アドバイスすること。

### 6 実施計画書及び報告書の提出

#### (1) 実施計画書

- ・受託者は、契約締結後速やかに実施計画書を作成し、県に提出すること。
- ・業務の実施に当たっては、県と協議の上で行うこと。また、実施計画書に基づき進捗管理を行うとともに、実施状況を県に報告すること。

#### 提出物

- ・委託業務実施計画書
- ・委託業務費収支予算書

#### (2) 報告書

委託業務の完了後、事業の実施状況を取りまとめた報告書を次のとおり作成し、県に提出すること。

#### 提出物

- ・委託業務実績報告書

- ・委託業務費収支決算書
- ・事業実施報告書(業務の実施期間、概要、実施内容等)
- ・事業実施報告書及び開発した新商品の宣材用データ(写真等)を記録したCD-R  
又はDVD

## 7 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ該当業務を履行するために関与する全ての委託先を特定し、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し、県に承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱特記事項(別紙1-2)に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
- (5) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰する事由により静岡県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (8) 本業務の実施における危機管理体制(緊急連絡網等)については、本業務開始時に県に報告する。
- (9) この契約により作成される成果物及びその他の著作権等の取扱いについては、県に無償で譲渡するものとする。ただし、写真の著作権等、個別に協議した場合においてはこの限りではない。なお、作成した成果物の二次利用に当たって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うこととする。

## 8 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく県と受託者双方が協議し業務を進めるものとする。